

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	消費生活用製品安全法施行令
規制の名称	長期使用製品安全点検制度
規制の区分	新設、(改正)(拡充、(緩和)、廃止
担当部局	産業保安グループ 製品安全課
評価実施時期	令和3年5月
簡素化した規制の事前評価の該当	①簡素化した規制の事前評価の該当要件 ii
規制の目的、内容及び必要性	<p>②規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン) ○長期使用製品安全点検制度に関するベースライン 長期使用製品安全点検制度は、製品の長期使用による経年劣化によって発生する重大な事故を予防するため平成21年度に創設。当時、経年劣化事故の発生率が高い製品を指定しており、指定された点検対象の製品(法令上、「特定保守製品」と呼称)の購入時にメーカーへの所有者登録と有料の点検の実施を製品の所有者に求めている。指定されている製品の経年劣化事故発生率は、近年、国が求める製品の安全基準の強化、メーカー自身の製品設計の見直し等により、点検制度創設当時より、大きく低下していることが確認されている。設計上の改善がなされた製品が普及していくことにより、今後も経年劣化事故が引き続き減少していくと考えられるため、この現状をベースラインとする。</p> <p>③課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性) 長期使用製品点検制度は、点検対象の「特定保守製品」として、経年劣化事故発生率の高い(1ppmを超える)製品を指定※していたものの、事故発生率は低下しており、指定製品の多くが1ppmを下回る状況に至った。これら製品の事故発生率が低下した背景としては、以下の取り組みがあったためである。 ①経年劣化事故を予防するため、電気用品安全法等における製品の安全基準が強化された。 ②メーカーや産業界も経年劣化事故を予防するため、製品設計の見直しや自主基準を策定し、製品改良がおこなわれた。 ※製品は長期使用による経年劣化により、不具合の発生、故障、そして事故に至る可能性があるが、経年劣化によって、一酸化炭素中毒や火災等の重大な事故に至りやすい製品とそうでない製品が存在することから、身の回りにある製品の全てを、経年劣化事故予防のための点検対象とすることは現実的ではなく、制度創設当時、社会的に許容し難い程度リスクとみなされた1ppm(百万分の一)を超える事故発生率の製品を「特定保守製品」として指定した。</p> <p>経年劣化事故発生率が1ppmを下回った「特定保守製品」を点検対象として維持し続けた場合、所有者は点検料金を負担し続けることに加えて、点検体制を維持するためにメーカーによる所有者情報の管理、コールセンター業務の維持費等の点検料金で賄えない費用が発生する。 1ppmを下回る製品については、社会的に許容できるリスクの製品という扱いであり、その様な製品の事故を予防するために、点検を続けることは、所有者やメーカーに過剰な負担を課している状況であり、特定保守製品の指定から外す検討が必要である。</p> <p>なお、「特定保守製品」を点検するという制度自体は、今後、経年劣化事故の増加が確認される製品が現れたときに、経年劣化事故予防の方法として有効であるため、維持することが必要である。</p>
直接的な費用の把握	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>(遵守費用) ④「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化)は必須。 現在の特定保守製品から、1ppmを下回った製品を指定から外し、点検を不要とすることについて、国民やメーカーに負担を求めるような遵守費用は発生しない。 なお、1ppmを下回った製品を指定から外した場合、所有者、メーカーの負担がどの程度軽減されるのかについては、以下のとおり試算すると、(1)(2)の合計25.3億円/年となる。 (1)所有者が直接負担する点検費用 7.2億円/年 (2)メーカーによる点検体制を維持するための実施費用 18.1億円/年</p> <p>(1)所有者が直接負担する点検費用 製品の所有者が直接負担した点検料金の総額は、2018年度は8.6億円であり、今回指定から外すことが検討されている1ppmを下回る製品のみでみると、7.2億円となっている。 制度創設が2009年と10年程度しか経過していないこともあり、点検率は現在、非常に低い状況。今後、制度の周知に努めていくことで、点検率も上昇していくことが見込まれるため、点検を受ける所有者が増えることを鑑みると、更に所有者の負担する点検料金総額が増額していくことが予想される。</p> <p>(2)メーカーによる点検体制を維持するための実施費用 点検を実施するため、各メーカーにおいて、上述(1)の点検料では賄われない費用として、以下のような費用が発生している。 ①コールセンターの人員に係る費用 ②所有者登録情報のデータベースの管理費用 ③点検員の定期技術講習に係る費用 ④所有者に登録や点検を促すための広報等に係る費用</p> <p>特定保守製品を製造し、点検を実施しているメーカー数社から聞き取りを行ったところ、2019年度において、各社数億円の実施費用がかかっていることが確認された。聞き取りをした各社の費用と、その生産台数から、1台あたりの平均実施費用を試算したところ、700円/台と試算された。 さらに1台あたりの平均実施費用に2019年の特定保守製品の生産台数を乗じて、メーカー全体の実施費用を試算すると、20.8億円となった。そのうち、1ppmを下回った製品の実施費用は18.1億円となっている。 この様な費用も、最終的には価格転嫁されるため、消費者負担につながっていく。</p>
	<p>(行政費用) ⑤規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 当該規制緩和は、経年劣化事故発生率が1ppmを下回る製品を特定保守製品の指定から外すものであり、行政機関側に新たな事務作業が発生するものではなく、従来の対応から変更はないことから、特段の行政費用の増加は発生しない。 また、指定から外した製品の経年劣化事故件数や発生率については、引き続きモニタリングの必要があるが、消費生活用製品安全法上の重大製品事故報告制度で、経年劣化事故も含め製品事故の情報収集が実施されているため、追加のコストは発生しない。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑥当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 特定保守製品には、多くの家庭で従来から使用されてきた給湯関連製品が含まれている。給湯機は、そのエネルギーとして、ガス式(都市ガス/LPGガス)、石油式(灯油)、また近年ではエコキュートと呼ばれる電気式のものが存在しており、それらは、メーカーがそれぞれ異なり、互いに競争関係にある。 今回の見直しにより、特定保守製品は当面、石油給湯機と石油ふろがまだけとなり、両製品の所有者への負担、メーカーへの負担が維持されるため、結果としては、今回の見直しで指定から外れるガス給湯機よりコスト面で不利な状況になる。 一方、石油給湯機、石油ふろがまは、従来、北海道や東北等の寒冷地で使用されており、都市ガスが配管されていない地域、LPGガス供給事業者が存在しない地域でもガリンスタンド等から灯油の供給を受けることで使用できるというメリットやコストパフォーマンスの良さ等もあって使用されているため、必ずしも製品価格だけで、選好されていないため、上述の影響は限定的と考えられる。</p>
その他の関連事項	<p>⑦評価の活用状況等の明記 消費経済審議会製品安全部会(令和2年6月30日)において、1ppmを下回る製品を特定保守製品の指定から外すことの検討のため、事前評価書(案)を配布し、本規制の効果(便益)の推計である(1)所有者が直接負担する点検費用7.2億円、(2)メーカーによる点検体制を維持するための実施費用18.1億円/年のデータを議論に活用した。</p> <p>なお、事前評価に用いたデータについては、①、②に基づき記載した。 ①:②欄に記載した特定保守製品の経年劣化事故発生率、④欄に記載した点検率及び点検料金については、令和元年度に開催された、「経年劣化事故への対応検討委員会」の報告書から引用 ②:特定保守製品の生産台数、所有者登録率については、各メーカーから四半期毎の経済産業省への所有者登録の定期報告から引用</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑧事後評価の実施時期の明記 施行5年後を目処に産業構造審議会製品安全小委員会において、特定保守製品の経年劣化事故の発生動向について報告を行い、事後評価を実施する。</p> <p>⑨事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 (1)事後評価に向けて、以下指標で指定から外した製品の事故動向を検証する。 なお、データは消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・事故原因分析から把握する。 指定からは外すことで、モニタリングのための費用は発生しない。 ①経年劣化事故件数 ②経年劣化事故発生率</p> <p>(2)特定保守製品に残った製品(石油給湯機、石油ふろがま)の副次的な影響も検証する。 データは、①から④についてはメーカーへのアンケート調査、⑤から⑦については、四半期毎にメーカーが経済産業省に提出する所有者登録の定期報告で把握する。 ①点検案内通知台数 ②点検実施台数 ③点検率 ④不具合発生率 ⑤所有者登録台数 ⑥所有者登録率 ⑦生産台数</p>
備考	